

情報共有システム実施要領（令和８年１０月 富山県土木部）

１．目的

この要領は、富山県土木部の工事における「受発注者間のコミュニケーションの円滑化」、「工事書類の処理の迅速化」等の推進を目的に、情報共有システムを活用するにあたり必要な事項を定める。

２．情報共有システムの定義

監督員及び受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより、業務効率化を実現するシステムをいう。

３．対象工事

対象工事は、富山県土木部が発注する工事とする。ただし、対象工事であっても、インターネット環境が確保できない等やむを得ない理由があると認められた場合は、受発注者協議の上、対象工事から外することができるものとする。

４．使用システム

使用する情報共有システムは、国土交通省が定める機能要件の必須機能を満たすもの（※１）を標準とする。

※１ 国土交通省ＨＰ http://www.cals-ed.go.jp/jouhoukyouyuu_taiou/ 参照

５．対象書類

情報共有システムで対象とする書類は、「工事書類の簡素化試行要領（案）」で定める、電子データでの提出を基本とする書類及び情報共有システムを利用した場合に電子データでの提出が可能な書類とする。

なお、詳細については「工事書類の簡素化試行要領（案）」を参照すること。

６．実施内容等

実施内容は、ワークフロー機能（発議・承認等ができる機能）の使用を必須とし、その他受注者が使用を希望する機能を任意で実施できるものとする。

また、工事契約後、別紙１「情報共有システム利用者確認シート」により監督員と受注者間で利用者を確認するものとする。

7. システム利用に係る経費

情報共有システムの利用に係る経費（登録料、使用料）は、共通仮設費（技術管理費）の率計上分に含まれる。

8. 電子納品、検査、成果品

電子納品・検査・成果品については、富山県電子納品運用ガイドライン（案）〔土木工事編〕に基づき、実施するものとする。

9. 検査書類限定型モデル工事について

情報共有システムを利用した工事のうち、「検査書類限定型モデル工事 実施要領」で定める要件を満たす工事について、検査書類限定型モデル工事の対象とすることができる。

10. 委託業務への準用

建設工事に係る委託業務において、契約後、受注者が希望する場合は、情報共有システムを利用することができるものとする。使用するシステム、実施内容等については原則、工事に準ずるが、参考様式「情報共有システム試行事前協議チェックシート」により受発注者間で協議を行い決定するものとする。情報共有システムを用いて作成し、提出が行われた帳票については、有効な書面とする。情報共有システムの利用にあたり必要な費用（登録料、使用料）は、間接測量費（測量業務）、業務管理費（地質調査業務）、間接原価（土木設計業務）、間接調査費（調査、計画業務）の率計上分にそれぞれ含まれる。

11. 委託業務における特記仕様書への明示例

第〇〇条 情報共有システムの試行について

- 1 本業務は、受注者が希望すれば、情報共有システムを使用することができる業務である。
- 2 実施にあたっては、情報共有システム実施要領（令和 8 年 10 月 富山県土木部）に基づくものとする。この要領は、富山県のホームページの『情報共有システムについてのお知らせ』から入手できる。

(<https://www.pref.toyama.jp/1510/sangyou/nyuusatsu/koukyoukouji/kj00020236.html>)

12. その他

- （１）システムにおける帳票について、富山県土木部で定める様式と異なる部分があっても、そのまま使用できるものとする。
- （２）本試行要領に定めがない事項に関しては、「土木工事等の情報共有システムの活用ガイドライン」（国土交通省）を準用するほか、受発注者協議により定めるものとする。

附則

この要領は、平成 31 年 4 月 1 日以降に作成する設計書より適用する。

附則

この要領は、令和２年４月１日以降に作成する設計書より適用する。

附則

この要領は、令和３年４月１日以降に作成する設計書より適用する。

附則

この要領は、令和４年４月１日以降に作成する設計書より適用する。

附則

この要領は、令和５年４月１日以降に作成する設計書より適用する。

附則

この要領は、令和６年４月１日以降に作成する設計書より適用する。

附則

この要領は、令和６年８月１５日以降に作成する設計書より適用する。

附則

この要領は、令和７年４月１日以降に作成する設計書より適用する。

附則

この要領は、令和８年４月１日以降に作成する設計書より適用する。

附則

この要領は、令和８年１０月１日以降に作成する設計書より適用する。